

## 令和6年第1回区議会定例会提出予定議案

### 条例議案

#### 1 品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

概 要 品川区組織条例の改正に伴い、関係条例の規定を整備する。

〔改正する条例〕

- (1) 品川区特別職報酬等審議会条例
- (2) 品川区財産価格審議会条例

施行期日 令和6年4月1日

#### 2 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

概 要 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正および個人番号を利用する事務の終了等に伴い、規定を整備する。

施行期日 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日（個人番号を利用する事務の終了等に関する改正規定は、令和6年4月1日）

### 3 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

概 要 いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効的に推進するため、いじめに関する相談およびいじめに対する措置に係る組織体制を強化する。

施行期日 令和6年4月1日

### 4 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

概 要 「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議」の委員の報酬日額を定めるほか、組織改正に伴い規定を整備する。

〔報酬日額〕

会 長 2万3,000円

副会長 2万0,000円

委 員 1万4,000円

施行期日 令和6年7月1日（組織改正に伴う改正規定は、同年4月1日）

## 5 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例

概 要 ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するため、必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕

- (1) 基本理念
- (2) 区、区民等、教育関係者および事業者等の責務
- (3) 推進計画の策定の手続等
- (4) 「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議」の設置等推進体制の整備

そ の 他 付則において、「品川区立総合区民会館条例」および「品川区組織条例の一部を改正する条例」の一部を改正する。

施行期日 令和6年4月1日（推進体制に関する規定は、同年7月1日）

## 6 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

概 要 児童相談所の開設準備および行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う。

〔現 行〕 2, 5 9 3 人

〔改正後〕 2, 6 6 6 人

（令和7年3月31日までは、100人を限度として定数外とする。）

施行期日 令和6年4月1日

7 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

概 要 一時保護業務手当の支給対象者を改める。  
〔現 行〕 児童相談所に勤務する職員  
〔改正後〕 児童相談課および児童相談所に勤務する職員  
施行期日 令和6年4月1日

8 品川区手数料条例の一部を改正する条例

概 要 戸籍法が改正されたことに伴い、戸籍証明書等の申請に係る手数料の新設を行うほか、組織改正等に伴い規定を整備する。  
施行期日 令和6年3月1日（規定整備に関する改正規定は、同年4月1日）

## 9 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

概 要 指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定める。

〔規定する内容〕

- (1) 指定管理者の指定の手續
- (2) 児童センターの管理の基準
- (3) 児童センターの指定管理者が行う業務
- (4) 個人情報の取扱いに関する指定管理者の責務

施行期日 公布の日

## 10 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

概 要 こども基本法が施行されたことを踏まえ、こども施策に関し必要な事項を審議することなどを子ども・子育て会議の所掌事務とするほか、会議の庶務を処理する課を変更する。

施行期日 令和6年4月1日

1 1 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の  
基準に関する条例の一部を改正する条例

概 要 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び  
に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」  
が改正されたことを踏まえ、重要事項に係る書面揭示  
規制を見直すほか、規定を整備する。

施行期日 令和6年4月1日（規定整備に関する改正規定は、  
公布の日）

1 2 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

概 要 社会福祉基金のうち障害者福祉基金を廃止する。

施行期日 公布の日

### 1 3 品川区立大原児童発達支援センター条例

概 要 障害児等の福祉の向上を図るため、地域における障害児支援の中核的な役割を担う品川区立大原児童発達支援センターを設置する。

〔所在地〕 品川区戸越六丁目16番1号

〔事業〕

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 保育所等訪問支援
- (4) 障害児相談支援事業
- (5) 特定相談支援事業
- (6) 地域における交流事業 など

施行期日 令和7年9月1日（指定管理者の指定に係る規定は、公布の日）

### 1 4 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

概 要 介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、令和6年度から令和8年度までにおける保険料率を定めるほか、規定を整備する。

- (1) 第一号被保険者の保険料率の基準額

〔現 行〕 月額6,100円

〔改正後〕 月額6,500円

- (2) 保険料率の区分

〔現 行〕 所得に応じて14段階

〔改正後〕 所得に応じて17段階

施行期日 令和6年4月1日

15 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

概要 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員および運営の基準等を見直す。

施行期日 令和6年4月1日（重要事項に係る書面揭示規制の見直しに関する改正規定は、令和7年4月1日）

16 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

概要 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を見直す。

施行期日 令和6年4月1日（重要事項に係る書面揭示規制の見直しに関する改正規定は、令和7年4月1日）

17 品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

概 要 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を見直す。

施行期日 令和6年4月1日（重要事項に係る書面掲示規制の見直しに関する改正規定は、令和7年4月1日）

18 品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

概 要 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等を見直す。

施行期日 令和6年4月1日（重要事項に係る書面掲示規制の見直しに関する改正規定は、令和7年4月1日）

19 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

概要 粗大ごみの排出に係る有料粗大ごみ処理券の添付の省略について定める。

施行期日 令和6年4月1日

20 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

概要 道路構造令が改正されたことを踏まえ、自転車通行帯等の構造の一般的技術的基準を定めるほか、規定を整備する。

施行期日 公布の日

2 1 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

概 要 「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が改正されたことを踏まえ、補償基礎額を改めるほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることに伴い規定を整備する。

施行期日 公布の日（規定整備に関する改正規定は、令和6年4月1日）

2 2 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

概 要 選挙長等の報酬額を改める。

施行期日 公布の日

## 契約議案

- 1 第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更について

契約金額の変更について

〔変更前〕 43億2,454万円

〔変更後〕 47億4,008万7,000円

## 事件議案

- 1 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について

児童福祉法第50条第7号および第7号の3に規定する費用の支弁に関する事務等処理するため、児童相談所を設置する特別区と共同して措置費共同経理課を設置する。

## 2 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

保険料の軽減措置を延長するため、関係区市町村の負担金を新たに定めることから、東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する。

### 予算議案

#### 1 令和5年度品川区一般会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額		988,970千円減額
(補正後の歳入歳出予算額	203,482,872千円)	
(2) 繰越明許費		8件
(3) 債務負担行為補正件数	追加	8件
	変更	1件

#### 2 令和5年度品川区国民健康保険事業会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額		1,607,884千円追加
(補正後の歳入歳出予算額	37,838,364千円)	

### 3 令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額 137,772千円減額  
(補正後の歳入歳出予算額 10,018,220千円)

### 4 令和5年度品川区介護保険特別会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額 856,587千円追加  
(補正後の歳入歳出予算額 28,610,590千円)

### 5 令和6年度品川区一般会計予算

(1) 歳入歳出予算額 203,656,000千円  
(2) 債務負担行為 42件  
(3) 一時借入金 最高額 50億円

6 令和6年度品川区国民健康保険事業会計予算

(1) 歳入歳出予算額 36,591,886千円

7 令和6年度品川区後期高齢者医療特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額 10,793,359千円

8 令和6年度品川区介護保険特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額 28,238,672千円

9 令和6年度品川区災害復旧特別会計予算

(1) 歳入歳出予算額 1,500,000千円

報 告

1 専決処分の報告について

和解および損害賠償額の決定について  
件 名 自転車走行中に起きた自転車との接触事故